会監は、校長の監督を受け、寄宿舎の管理及び寄宿舎における 12 舎監は、校長の監絡調整及び指導、助言に当たる。 一名調整及び指導、助言に当たる。 一名。 一名。	、交長の監督を受け、学習旨算に関ける事質をつか ――かさどる。――――――――――――――――――――――――――――――――――――	2~7 略 2~7 略	いては、この限りでない。 いては、この限りでない。 いては、この限りでない。 いては、この限りでない。 いては、この限りでない。 いては、この限りでない。 の学校に限る。)、療務主任(寄宿舎を設置する学校に限る。)、自会の発生任(特殊教育学校に限る。)、療務主任(寄宿舎を設置する学校に限る。)、自然務主任(高等学校に限る。)、自然務主任(高等学校に限る。)、自然務主任(中学校に限る。)、総務主任(高等学校に限る。)、 学年主任、保健主事、生徒の第十二条の二 学校には、教務主任等) (教務主任等)	改 正 案	ı
ができる。 が長の監督を受け、寄宿舎の管理及び寄宿舎における は、校長の監督を受け、寮務に関する事項について連 は、校長の監督を受け、自立活動に関する事項を 主任は、校長の監督を受け、自立活動に関する事項を 主任は、校長の監督を受け、自立活動に関する事項を は、校長の監督を受け、総務に関する事項について連	は、校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつ		く。ただし、別に定める学校については、この限りでない。舎を設置する学校に限る。)(以下「教務主任等」という。)を置る。)、寮務主任(寄宿舎を設置する学校に限る。)及び舎監(寄宿総務主任(高等学校に限る。)、自立活動主任(特殊教育学校に限学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事、司書教諭、外務主任等)	現行	